

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年6月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 16 号

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第1備考2中「限る。）」の右に「第84条,」を加え,「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項」に,「適用しない」を「適用せず,かつ,所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定の適用があるものと仮定するものとする」に改め,同備考4中「同法」の右に「第314条の2,」を加え,「及び第5条の4第6項」を「,第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に,「適用しない」を「適用せず,かつ,地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2の規定の適用があるものと仮定するものとする」に改める。

別表第3備考2中「限る。）」の右に「第84条,」を加え,「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項」に,「適用しない」を「適用せず,かつ,所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定の適用があるものと仮定するものとする」に改め,同備考3中「同法」の右に「第314条の2,」を加え,「及び第5条の4第6項」を「,第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に,「適用しない」を「適用せず,かつ,地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2の規定の適用があるものと仮定するものとする」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は,平成24年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市知的障害者措置費徴収規則の規定は,平成24年7月分の知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の

規定による措置に要する費用の徴収額（以下「徴収額」という。）から適用し、同年6月分までの徴収額については、なお従前の例による。

（保健福祉局障害保健福祉推進室）